


株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令
 第一号様式



【表紙】

【提出書類】	大量保有報告書
【根拠条文】	法第 27 条の 23 第 1 項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	弁護士 高 橋 謙 
【住所又は本店所在地】	東京都千代田区永田町 2 丁目 13 番 10 号プルデンシャルタワー 東京青山・青木法律事務所 ベーカー&マッケンジー外国法事務弁護士事務所 (外国法共同事業)
【報告義務発生日】	平成 18 年 10 月 16 日
【提出日】	平成 18 年 10 月 23 日
【提出者及び共同保有者の総数 (名)】	1 名
【提出形態】	その他

第 1 【発行会社に関する事項】

発行会社の名称	株式会社クインランド
会社コード	2732
上場・店頭の別	上場
上場証券取引所	大証ヘラクレス
本店所在地	兵庫県神戸市東灘区向洋町中 6 丁目 9 番地

第 2 【提出者に関する事項】

1 【提出者 (大量保有者) / 1】

(1) 【提出者の概要】

① 【提出者 (大量保有者)】

個人・法人の別	法人 (外国会社)
氏名又は名称	ディーケーアール・オアシス・マネジメント・カンパニー・エル ピー (DKR Oasis Management Company LP)
住所又は本店所在地	アメリカ合衆国コネチカット州 06902、スタンフォード、イースト・ メイン・ストリート 1281 (1281 East Main Street, Stamford, CT 06902, USA)
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

② 【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	2002年1月22日
代表者氏名	バーバラ・バーガー (Barbara Burger)
代表者役職	代表署名権者 (Authorized Signatory)
事業内容	私募投資ファンドのインベストメント・マネージャー

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区永田町2丁目13番10号 プルデンシャルタワー 東京青山・青木法律事務所 ベーカー&マッケンジー外国法事務弁護士事務所(外国法共同事業) 弁護士 高橋 謙
電話番号	03-5157-2700

(2)【保有目的】

純投資

(3)【上記提出者の保有株券等の内訳】

①【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券(株)	0	0	0
新株予約権証券(株)	A 0	—	F 75,949
新株予約権付社債券(株)	B 0	—	G 72,332
対象有価証券カバードワラント	C 0	0	H 0
株券預託証券	0	0	0
株券関連預託証券	D 0	0	I 0
対象有価証券償還社債	E 0	0	J 0
合計(株)	K 0	L 0	M 148,281
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	N 0株		

保有株券等の数（総数） (K+L+M-N)	O	148,281 株
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J)	P	148,281 株

②【株券等保有割合】

発行済株式総数（株） (平成 18 年 10 月 16 日現在)	Q	163,278 株
上記提出者の 株券等保有割合（%） (O/(P+Q)×100)		47.59%
直前の報告書に記載された 株券等保有割合（%）		—

(4)【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近 60 日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	取得又は処分の別	単価
2006 年 9 月 19 日	普通株券	2,000 株	取 得	
2006 年 9 月 25 日	普通株券	133 株	処 分	
2006 年 9 月 26 日	普通株券	466 株	処 分	
2006 年 9 月 27 日	普通株券	466 株	処 分	
2006 年 9 月 28 日	普通株券	466 株	処 分	
2006 年 9 月 29 日	普通株券	469 株	処 分	
2006 年 10 月 16 日	新株予約権証券	300 個 (75,949 株)	取 得	30 万円/1 個 (行使価額：1 株につき 39,500 円)
2006 年 10 月 16 日	新株予約権付社債券	48 個 (72,332 株)	取 得	62,500,000 円/1 個 (行使価額：1 株につ き 41,475 円)

(5)【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

該当なし。

(6) 【保有株券等の取得資金】

① 【取得資金の内訳】

自己資金額(R) (千円)	-
借入金額計(S) (千円)	-
その他金額計(T) (千円)	3,090,000
上記(T)の内訳	顧客資金
取得資金合計(千円) (R+S+T)	3,090,000

② 【借入金の内訳】

番号	名称(支店名)	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額(千円)
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

③ 【借入先の名称等】

番号	名称(支店名)	代表者氏名	所在地

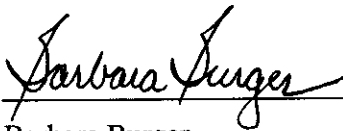
POWER OF ATTORNEY

DKR Oasis Management Company LP, a corporation duly organized and existing under the laws of Delaware, with the principal office at 1281 East Main Street, Stamford, CT 06902, USA, (the "Company") does hereby appoint Mr. Ken Takahashi, Ms. Kaoruko Suzuki and Mr. Tetsuo Tsujimoto, attorneys-at-law of Baker & McKenzie GJB Tokyo Aoyama Aoki Law Office (Gaikokuho Joint Enterprise) with its office at The Prudential Tower, 13-10, Nagatacho 2-chome, Chiyoda-ku, Tokyo, Japan as its true and lawful attorneys-in-fact, and authorize and empower each of them, solely at the direction of the Company, to represent the Company to do all or any of the following acts with full power of substitution and revocation in connection with Quin Land Co. Ltd:

- (1) To prepare and file with the Director General of Kanto Local Finance Bureau of Japan under the Securities and Exchange Law of Japan (Law No. 25 of 1948, as amended) a Bulk Holding Report and its Amendments in Japanese;
- (2) To send copies of such report to the issuing company and the stock exchanges on which the shares of the issuing company are listed; and
- (3) To do any other acts, deeds and thing whatsoever the Company may deem necessary or appropriate in connection with the foregoing purposes.

IN WITNESS WHEREOF, the Company has hereunto executed this Power of Attorney this 27th day of September, 2006.

DKR Oasis Management Company LP

By: 
Barbara Burger
Authorized Signatory

<訳文>

委任状

アメリカ合衆国デラウェア州法に基づいて適法に設立され現存する法人で、その登記上の住所をアメリカ合衆国 06902 コネチカット州、スタンフォード、イースト・メイン・ストリート 1281 に有するディーケーアール・オアシス・マネジメント・カンパニー・エルピー（以下「当社」という。）はここに、日本国東京都千代田区永田町二丁目 13 番 10 号 プルデンシャルタワーに事務所を有する東京青山・青木法律事務所ベーカー&マッケンジー外国法事務弁護士事務所（外国法共同事業）の弁護士である高橋謙氏、鈴木香子氏及び辻本哲郎氏を当社の真正かつ適法な代理人と定め、復代理人の選任権及び解任権を含め、当社を代理して株式会社クインランドの件に関して下記行為の一切を行う権限をその各々に付与する。

- (1) 日本国の証券取引法（1948 年法律第 25 号、改正済み）に基づき、日本語による大量保有報告書及び変更報告書を作成し、これを日本国関東財務局長へ提出すること。
- (2) 当該報告書の写しを発行会社及び発行会社の株式が上場されている証券取引所へ送付すること。
- (3) 上記の目的に関連して当社が必要又は適切とみなすその他の一切の事項を行うこと。

上記の証として、当社は 2006 年 9 月 27 日、本委任状に署名した。

ディーケーアール・オアシス・マネジメント・カンパニー・エルピー

（署名）

バーバラ・バーガー

代表署名権者（Authorized Signatory）

上記正訳しました
弁護士 高橋

